

一般社団法人全日本囲碁連合 棋士委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）定款第39条に基づく専門委員会である棋士委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、囲碁・ペア碁競技に関連するあらゆる事案について、当法人に登録している棋士の意見を取りまとめ、当法人の意思決定機関に反映するとともに、棋士の育成強化並びに囲碁・ペア碁競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次の各事項について協議し、棋士を代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関する事
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関する事
- (3) オリンピックムーブメントの推進活動に関する事
- (4) 初心者やジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事
- (5) 棋士の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資する事
- (6) 棋士のセカンドキャリアの支援に関する事
- (7) 囲碁・ペア碁の社会的役割や価値の向上に寄与する事
- (8) 当法人主催事業に協力し、囲碁・ペア碁の普及発展に寄与する事
- (9) JOC アスリート委員会との協力・連携に関する事
- (10) SNS の活用等を通じた棋士とのコミュニケーションに関する事
- (11) その他棋士に関する事

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1～2名 |
| 委員 | 10名以内 |

- 2 委員は、原則として男女同数で構成するものとし、男女各3名以上は現役の囲碁ナショナルチーム（GO・碁・ジャパン）の棋士とする。

(委員の資格)

第5条 委員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 年齢が18歳以上であること
- (2) 当法人に登録している棋士であること
- (3) 競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがないこと

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年度毎に1回以上開催するものとする。

- 2 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 会長、副会長、理事及び事務局長は、委員会に出席し意見を述べるができる。

(活動計画等)

第7条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとするものとし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 委員会の活動(会議を除く)に当たっては、当法人で定める旅費、日当を支給することができる。

(規格外事項)

第8条 本規程に定めのない事項については、委員会規程の定めに従う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年6月28日から施行する。